各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

「児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童手当の支 給等について」及び「諸手当に関する手引(児童手当)」の一部改正について(通 知)

児童手当法の一部改正により、令和4年6月分(同年10月支給分。以下同じ)以降の児童手当について、下記のとおり、前年の所得金額が所得上限額以上の者に対して特例給付が支給されないこととなります。

このことに伴い、「児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童 手当の支給等について」(平成24年4月11日付け24高教福第60号高知県教育長通知)及び「諸 手当に関する手引(児童手当)」を別紙のとおり改正することとし、令和4年6月分の児童手当 から適用されますので、貴管内の学校に周知いただきますようお願いします。

記

1 改正の概要

(1) 改正前

ア 前年の所得金額が所得制限限度額未満である場合に支給(支給額は支給要件児童の年齢 等に応じた額)。

イ 前年の所得金額が所得制限限度額以上であっても、特例措置として支給要件児童一人に つき月額 5,000 円の特例給付を支給。

(2) 改正後

ア 変更なし

イ 前年の所得金額が所得制限限度額以上であっても、<u>所得上限額未満の場合は、</u>特例措置 として支給要件児童一人につき月額 5,000 円の特例給付を支給。

2 所得制限限度額及び所得上限額

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限額
0人	6 2 2 万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	8 1 2 万円	1,048万円

【備考】扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、上記の所得制限限度額及び所得上限額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906 FAX 088-821-4725 ○児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童手当の支給等について(通知)

(平成24年4月11日 24高教福第60号高知県教育長通知)

改正 平成31年3月22日 30高教福第1430号高知県教育長通知 令和3年6月1日 3高教福第328号高知県教育長通知 令和4年5月30日 4高教福第323号高知県教育長通知

児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号。以下「改正法」という。)が、本年4月1日から施行されたことに伴い、改正後の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく平成24年4月以降の児童手当(以下「児童手当」という。)の支給要件等が改正されました。

この法に基づく県職員の児童手当の認定、支給等については、下記のとおり取扱うこととしましたので、所属職員に周知いただきますようお願いします。

記

第1 制度の概要

1 児童の定義(法第3条)

「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

- 2 支給要件(法第4条)
 - (1) 支給要件に該当する者(日本国内に住所を有する者に限る。)
 - ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母(支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。)
 - イ 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者(以下「父母指定者」という。)
 - ウ 上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、か つ、生計を維持する者
 - (2) その他の支給要件
 - ア 児童養護施設に入所している児童等については、施設の設置者等に支給
 - イ 父母が共に児童を監護し、かつ、生計を同じくするときは、生計を維持する程度の高い 者に支給ただし、離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している者に支給
- 3 支給額(法第6条)
 - (1) 平成24年4月分及び5月分

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

ア 3歳未満 : 月額15,000円

イ 3歳以上小学校修了前:月額10,000円(第1子、第2子)

月額15,000円(第3子以降)

- ウ 中学生 : 月額10,000円
- (2) 平成24年6月分から令和4年5月分まで
 - ア 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第113号。以下「改正政令」という。)の施行に伴う改正後の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「政令」という。)第1条で定める所得額(以下「所得制限限度額」という。)未満である場合

上記(1)のとおり

- イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合 支給要件児童一人につき月額5,000円
- (3) 令和4年6月分以降
 - ア 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満である場合 上記(1)のとおり
 - イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上政令第7条で定める所得額(所得上限額)未満である場合
- 4 支給方法等
 - (1) 支給の始期及び終期(法第8条第2項)

支給要件児童一人につき月額5,000円

- ア 支給の始期 受給資格者が認定請求した日の属する月の翌月から支給
- イ 支給の終期 支給すべき事実が消滅した日の属する月まで支給
- (2) 支給期月(法第8条第4項)毎年2月、6月及び10月
- 5 認定等に関する経過措置等(改正法附則第3条)

改正法の施行日の前日において平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)に基づく子ども手当(以下「子ども手当」という。)の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。この場合の児童手当は、改正法の施行日の属する月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令の公布日(平成24年3月31日。以下「改正政令公布日」という。)から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第2 認定等の手続き

1 児童手当認定請求書等の取扱い

(1) 認定請求書の様式及び提出方法等

認定請求は、児童手当認定等請求書(届)(様式第1号)に必要事項を記載し、又は総務 事務集中化システムに記録のうえ、添付書類(1部)を添え、所属長又は総務事務センター 課長へ提出すること。

(2) 認定請求書の添付書類

児童手当法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第66号)の施行に伴う 改正後の児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。)第1条の 4第2項に規定する添付書類

- ア 受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し(世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの)
- イ 児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一(維持)申立書(様式第2号)
- ウ 児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書(様式第3号)及び留学の事実が わかる書類等
- エ 請求者が未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書(様式第4号)及び児童の 戸籍抄本
- オ 請求者が父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母 指定者指定届受領証
- カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童と同居 する者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類
- キ 受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての市町村長の証明書(平成24年4月分及び5月分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要とする。)
- ク その他必要に応じて指定する書類

2 児童手当認定請求書以外の請求書等の取扱い

児童手当が認定された職員は、それぞれの事由に応じて次の(1)から(5)までに掲げる手続きを必要とするが、これらの取扱いは、すべて前記1の児童手当認定請求書等の取扱いに準じて取扱うものとし、(1)から(4)は様式第1号又は総務事務集中化システムによること。ただし、(5)は様式第5号によること。

(1) 児童手当増額改定請求書の提出(規則第2条)

算定の基礎となる児童数が増加した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

- ア 児童手当の額の増額の原因となる児童の属する世帯全員の住民票の写し(世帯主の氏名 及び世帯主との続柄を省略していないもの)
- イ 児童手当の額の増額の原因となる児童と別居している場合又は実子でない児童を養育 している場合は、監護・生計同一(維持)申立書(様式第2号)
- ウ 児童手当の額の増額の原因となる児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書 (様式第3号)及び留学の事実がわかる書類等

- エ 児童手当の額の増額の原因となる児童の未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書(様式第4号)及び児童の戸籍抄本
- オ 児童手当の額の増額の原因となる児童の父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村に おいて交付される児童手当父母指定者指定届受領証
- カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童手当の 額の増額の原因となる児童と同居することとなった者が請求する場合は、離婚協議中であ ることを明らかにできる書類
- キ その他必要に応じて指定する書類
- (2) 児童手当減額改定届の提出(規則第3条)

算定の基礎となる児童数が減少した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 算定の基礎となる児童数の減少事由が死亡による場合は、死亡及び死亡年月日の確認できる証明書、その他の場合は減少事由及びその事由の発生年月日の確認できる証明書等

イ その他必要に応じて指定する書類

(3) 現況届の提出(規則第4条)

受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況(必要記載事項は認定請求の場合と同じ。)の届をするよう義務付けられており、添付書類は上記第2の1(2)と同じであること。

(4) 受給事由消滅届の提出(規則第7条)

受給事由が消滅した場合に行う手続きで添付書類は、必要に応じて指定するものであること。

(5) 未支払児童手当請求書の提出(規則第9条)

受給者が死亡した場合において未払額を支払うため、受給者が養育していた児童が提出するもので、添付書類は必要に応じて指定するものであること。

3 経過措置適用者の取扱い

平成24年3月31日において子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、児童手当の認定があったものとみなされることから、認定請求を行う必要はないこと。この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。

4 経過措置の適用を受けない者の取扱い

平成24年4月1日以降に出生した児童等、新たに支給すべき要件を満たした児童を養育する者は、支給すべき事実が生じた日から15日以内に認定請求を行う必要があること。この場合の児童手当は、支給すべき事実の生じた日の属する月の翌月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令公布日から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第3 支給方法等

児童手当の支給期月は、毎年2月(10~1月分)、6月(2~5月分)及び10月(6~9月分)であり、支給期月の給料と同時に給料の支払方法に準じて支払う。

なお、支給期月以外の月に支払う必要がある場合においても、給料の支払方法に準じて支払 う。

第4 認定請求の受付開始時期

1 経過措置適用者

経過措置適用者については、認定があったものとみなされることから、認定請求の必要はないこと。

2 経過措置の適用を受けない者

経過措置の適用を受けない者に係る認定請求の受付は、平成24年4月2日から開始する。

第5 支給事由消滅の通知

児童手当を支給すべき事由が消滅したときは、児童手当支給事由消滅通知書(様式第6号) 又は総務事務集中化システムにより、通知する。

様式第1号	児童手当認定等請求書 (届)	別紙参照
様式第2号	監護・生計同一(維持) 申立書(児童手当用)	別紙参照
様式第3号	海外留学に関する申立書	別紙参照
様式第4号	未成年後見人に係る申立書	別紙参照
様式第5号	未支払児童手当請求書	別紙参照
様式第6号	児童手当支給事由消滅通知書	別紙参照

第1 制度の概要 第1 制度の概要 1 • 2 略 1 • 2 略 3 支給額(法第6条) 3 支給額(法第6条) (1) 略 (1) 略 (2) 平成24年6月分から令和4年5月分まで (2) 平成24年6月分以降 ア 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分の児童手当は前々年の ア 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分の児童手当は前々年の 所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令の一部を改正する政令(平 所得とする。) が児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年政 成24年政令第113号。以下「改正政令」という。)の施行に伴う改正後 令第113号。以下「改正政令」という。)の施行に伴う改正後の児童手 の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「政令」という。) 当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「政令」という。)で定める 第1条で定める所得額(以下「所得制限限度額」という。)未満である 所得額未満である場合 場合 上記(1)のとおり 上記(1)のとおり イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合 イ 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分の児童手当は前々年の 支給要件児童一人につき月額 5,000 円 所得とする。) が政令で定める所得額以上である場合 支給要件児童一人につき月額5,000円 (3) 令和4年6月分以降 ア 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満である場合 上記(1)のとおり イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上政令第7条で定める 所得額(所得上限額)未満である場合 支給要件児童一人につき月額 5,000 円 4 • 5 略 4 • 5 略 第2 認定等の手続き 第2 認定等の手続き 1 児童手当認定請求書等の取扱い 1 児童手当認定請求書等の取扱い

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童手当の支給等について

- (1) 略
- (2) 認定請求書の添付書類

ア~カ略

キ 受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長 の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の 有無並びに数についての市町村長の証明書(平成24年4月分及び5月 分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要 とする。)

ク略

 $2\sim4$ 略

- (1) 略
- (2) 認定請求書の添付書類

ア~カ 略

キ 受給資格者の前年の所得<u>(1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。)</u>の額を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての市町村長の証明書(平成24年4月分及び5月分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要とする。)

ク略

 $2 \sim 4$ 略

諸手当に関する手引(児童手当)

新

(2) 支給範囲及び支給額

- (ア)~(ウ)略
- (エ) 支給額
 - ① 略
 - ②平成24年6月分から令和4年5月分まで
 - ア 受給資格者の前年の所得 (1月分から5月分までの児童手当は 前々年の所得とする。以下同じ。) が所得制限限度額未満である場合 上記①と同じ
 - イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合 支給要件児童一人につき、月額5,000円(特例給付)を支給する。

③令和4年6月分以降

- ア 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満である場合 上記①と同じ
- <u>イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上所得上限額未満である場合</u>

支給要件児童一人につき、月額5,000円(特例給付)を支給する。

(3) 所得額の計算、所得制限限度額及び所得上限額

- (ア) 略
- (イ) 所得制限限度額及び所得上限額

上記(ア)により計算した所得額が、下表の扶養親族等の数に対応する所得制限限度額未満であれば、法第6条に基づく児童手当が支給さ

(2) 支給範囲及び支給額

- (ア)~(ウ)略
- (エ)支給額
 - ① 略
 - ②平成24年6月分以降
 - ア 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分までの児童手当は 前々年の所得とする。以下同じ。)が所得制限限度額未満である場合 上記①と同じ
 - イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合 支給要件児童一人につき、月額5,000円(特例給付)を支給する。

(3) 所得額の計算及び所得制限限度額

- (ア) 略
- (イ) 所得制限限度額

上記(ア)により計算した所得額が、下表の扶養親族等の数に対応する所得制限限度額未満であれば、法第6条に基づく児童手当が支給さ

諸手当に関する手引 (児童手当)

- れ、<u>所得制限限度額以上所得上限額未満</u>であれば、法附則第2条に基づく特例給付が支給される。
- ※ 「扶養親族等の数」とは、前年(1月分から5月分までの児童手当は前々年とする。以下同じ。)の市町村民税の課税計算上(12月31日時点)での控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

ただし、前年の12月31日において、扶養親族等でない児童の生計を維持していた場合、当該児童は扶養親族等の数の対象となる。

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2 人	698万円	934万円
3 人	736万円	972万円
4 人	774万円	1,010万円
5 人	812万円	1,048万円

【備考】扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、上記の所得制限限度額及び所得上限額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

(注1)所得制限限度額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が6人以上の場合も同様に計算する。

所得制限限度額=622 万円+38 万円×扶養親族等の数+6 万円× 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数 れ、限度額以上であれば、法附則第2条に基づく特例給付が支給される。

※ 「扶養親族等の数」とは、前年(1月分から5月分までの児童手当は前々年とする。以下同じ。)の市町村民税の課税計算上(12月31日時点)での控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

ただし、前年の12月31日において、扶養親族等でない児童の生計を維持していた場合、当該児童は扶養親族等の数の対象となる。

扶養親族等の数	所得制限限度額	備考
0人	622万円	扶養親族等が所得税法に規定す
1人	660万円	る老人控除対象配偶者又は老人
2 人	698万円	扶養親族であるときは、左記の
3 人	736万円	所得制限限度額に当該老人控除
4 人	774万円	対象配偶者及び老人扶養親族1
5 人	812万円	人につき6万円を加算する。

(注)所得制限限度額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が6人以上の場合も同様に計算する。

所得制限限度額=622 万円+38 万円×扶養親族等の数+6 万円× 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数

諸手当に関する手引 (児童手当)

(注2) 所得上限額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が 6人以上の場合も同様に計算する。

所得上限額=858 万円+38 万円×扶養親族等の数+6 万円×老人 控除対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数

諸手当に関する手引

5 児童手当(平成24年4月以降)

(1) 概	要						٠			٠	÷			٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	1
(ア)	目(的•••												•		•						1
(イ)	受給者(の責務・			•		•	٠.	•	•	•		•	•	٠	•	•	•	•	•	•	1
(0) +4	\ <u> </u>	مرک ا م	=																			4
	合範囲及で 児童の5																				•	
(ア)	近里の 支 給 引																					
(イ) (ウ)	又和るその他の																					
(・ ノ) (エ)	支給		 																			
()	义 和	台只	-		-	-	-		Ī	-			-	-	-	-		-				3
(3) 所得	けい けい けい けい けい けい けい はい	算、所得	导制[狠限	度額	湏及	び	所得	-	限	額						÷	÷	·	÷		4
(ア)	所得額(
(イ)	所得制图	限限度額	頁及7	び所	得_	上限	額	٠.	•	٠	•		•	•	٠	•	٠	٠	•	•	•	4
(4) 支	終 方 注						ı			ı	ŀ		ı	ı	ŀ	ı	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	5
(ア)	手当の																					
(1)																						
(ウ)	認定の																					
		清求、均																				_
		改定、3				肖滅	:															
_		の届出																				
(4) 氏名	又は住庭	斤の3	変更																		
(E	》 未支持	仏の児童	重手)	当の	請习	犮																
(E) *	L - T 1 - 1 / 1 / 1	> == ch /c	-	o o •π	144.5																	_
(5) 法改	女正に伴っ	つ認定等	テリオ	性返	1百世		•		•	•	•	•	•	i	i	•	•	•	•	•	•	8
(6) そ	の他										÷				·		÷	÷				8
(ア)	児童手	当認定等	手請 🤇	求書	(万	量)	の	記載	比上	の	注	意事	項									8
(イ)	質	疑•••												•								8
1	養子には	出した日	子を急	実父	母0	りも	ح	で煮	育	(同	居)	L	て	<i>(</i>)	る	場	合				
2	法第8	条第3項	頁の!	事例																		
3	4月1日	目付けて	ご公社	簩員	とか	こだ	た	場合	ĭ													
4	4月1日	目付けて	公立	盆的	法人	等	~}	派遣	さ	れ	たり	易合	-									
5	5月中に	こ新たに	こ受給	給資	格力	が生	じ	た場	易合	-												
6	現況届り	こより育	竹年 (の所	得力	が所	得	制限	見限	:度	額.	以上	: Ł	な	つ	た	場	合				
(参 考	<u>×</u>																					
法	: 児重	童手当沒	长																			
	令:児童			テ令																		
施行規		童手当法	去施?	行規	則																	
施行追	通知:平月	成 24 年	3月	31	日旦	孠生	労	働省	雇	用	均	等•	児	童	家	庭	局	長:	通:	知		
		児童手当																				
改正	法:児童	童手当法	よの-	一部	を引	女正	す	る法	:律	(平月	戎 2	4 左	F 沿	去律	丰第	§ 2	4	号))		

5 児童手当(平成24年4月以降)

(1) 概 要

(ア)目的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基 本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することによ り、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児 童の健やかな成長に資することを目的とする。

(イ) 受給者の責務

児童手当の支給を受けた者は、児童手当が上記(ア)の目的を達成する ために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用 いなければならない。

(2) 支給範囲及び支給額

(ア) 児童の定義

「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | 施行規則第1条 であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の理由により日本国 施行通知第1第2項 内に住所を有しない者をいう。

なお、「留学その他の理由」とは、留学(日本国内に住所を有しなくな った日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有していた者及 びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること (日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものに限り、父母等 と同居する場合を除く。)をいう。)とする。

(イ) 支給要件

児童手当は、次のいずれかに該当する者(日本国内に住所を有する者に **施行通知第2第1項** 限る。) に支給する。

- ① 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「支 給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又 は母(支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人と する。以下「父母等」という。)
- ② 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、か つ、これと生計を同じくする者で、父母等が指定する者(以下「父母指 定者」という。)
- ③ 上記①、②のいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

(ウ) その他の支給要件

- ① 児童養護施設等に入所している支給要件児童については、施設の設置 | 施行通知第2第1項 者等に支給
- ② 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、生計を維持する程 度の高い者に支給

ただし、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合は、 児童と同居している者に支給

法第1条

法第2条

法第3条

法第4条

法第4条

※1 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行し施行通知第2第1項 っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められる ことをいう。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、 児童の生計費の負担という経済的要素は含まないものである。

したがって、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起 居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っていると認 められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしていると取り扱って 差し支えない。

※2 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があ | 施行通知第2第1項 ることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではない。

したがって、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居 を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは再び起居を共にする と認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の 送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当する ものである。

再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則とし て従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであ る。

なお、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にす ると認められる場合を除き、「生計を同じくする」として取り扱って差 し支えない。

「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることを**|施行通知第2第1項** いうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得 である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは 生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、児童の所得、児 童自身に支給される公的給付のように、児童の所有に属する金銭又は児 童の養育費にあてるためのその兄姉等からの送金が児童の生計費の主な 部分を占めている場合には、養育者が当該児童についてその「生計を維 持する」ものとは認められないものである。

〇父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が監 護・生計同一要件を満たす場合の取扱い

ア 父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者 法第4条第3項 が、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、父若しくは 母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持 する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするも のとみなす。

一つの家庭の中で受給者が2人以上にはならない。あくまでも、受給 | 施行通知第2第1項 者は1人なので、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のいずれを 当該児童の生計を維持する程度が高い者とするかについては、一般的に は、家計の主宰者として社会通念上妥当と認められる者をもって該当者 とすることとなるが、その判断にあたっては、まず父母等の所得の状況 <u>を考慮すること</u>。ただし、以下についても確認の上、諸事情を総合的に 考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すること。

- ① 住民票上の取扱い(父母のどちらが世帯主になっているか)
- ② 児童に係る扶養手当の状況 (父母のどちらに支払われているか)
- ③ 健康保険の適用状況(父母のどちらの被扶養者になっているか)
- ④ 住民税等の扶養親族の取扱い(父母のどちらの扶養親族になってい るか)

イ 上記アにかかわらず、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父若し**法第4条第4項** くは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童 と同居している場合(当該いずれか一の者が、その他の父若しくは母、 未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、 同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護 され、かつ、生計を同じくするものとみなす。

離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父│施行通知第2第1項 母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居 している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している 者を支給要件に該当する者として取り扱うものである。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居 しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考え られることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する 者とするのではなく、児童の生計を維持する程度が高い者をもって支給要 件に該当する者として取り扱うものである。

(エ) 支給額

①平成24年4月分及び5月分

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

:月額 15,000 円

イ 3歳以上小学校修了前:月額10,000円(第1子、第2子)

:月額 15,000 円 (第3子以降)

ウ 中学生 :月額10,000円

②平成24年6月分から令和4年5月分まで

ア 受給資格者の前年の所得(1月分から5月分までの児童手当は前々 法附則第2条 年の所得とする。以下同じ。) が所得制限限度額未満である場合 上記①と同じ

イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合 支給要件児童一人につき、月額5,000円(特例給付)を支給する。

③令和4年6月分以降

- ア 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満である場合 上記①と同じ
- イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上所得上限額未満であ る場合

支給要件児童一人につき、月額 5,000 円 (特例給付) を支給する。

法第6条

法第5条及び第6条

(3) 所得額の計算、所得制限限度額及び所得上限額

(ア) 所得額の計算

施行令第3条

法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。

【所得額の計算式】

法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額

1	
地方税法に規定する	

- ・総所得金額(※)
- 退職所得金額
- 山林所得金額
- ・土地等に係る事業所得等の金額
- 長期譲渡所得の金額
- ・短期譲渡所得の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する
- 条約適用利子等の額並びに条約 適用配当等の額の金額

	2
地方税法に規定する	
• 雑損控除	当該控除額
• 医療費控除	
• 小規模企業共済等掛	
金控除	
• 障害者控除	27 万円(1人につき)
• 特別障害者控除	40 万円(1人につき)
• 寡婦控除	27 万円
・ひとり親控除	35 万円
・勤労学生控除	27 万円

※ 給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限る。以下同じ。)を有する者については、当該 給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額

(イ) 所得制限限度額及び所得上限額

施行令第1条及び

上記(ア)により計算した所得額が、下表の扶養親族等の数に対応する 第7条 所得制限限度額未満であれば、法第6条に基づく児童手当が支給され、所 得制限限度額以上所得上限額未満であれば、法附則第2条に基づく特例給 付が支給される。

※ 「扶養親族等の数」とは、前年(1月分から5月分までの児童手当は前々年とする。以下同じ。)の市町村民税の課税計算上(12月31日時点)での控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

ただし、前年の12月31日において、扶養親族等でない児童の生計を維持していた場合、当該児童は扶養親族等の数の対象となる。

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限額
0人	6 2 2 万円	858万円
1人	660万円	896万円
2 人	698万円	934万円
3 人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	8 1 2 万円	1,048万円

【備考】扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、上記の所得制限限度額及び所得上限額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

(注1) 所得制限限度額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が 6人以上の場合も同様に計算する。

所得制限限度額=622 万円+38 万円×扶養親族等の数+6 万円×老人 控除対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数

(注2) 所得上限額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が 6人以上の場合も同様に計算する。

所得上限額=858 万円+38 万円×扶養親族等の数+6 万円×老人控除 対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数

(4) 支給方法

(ア) 手当の支払い

支給期=毎年2月、6月及び10月(支払期月)

※ ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は<u>支給すべき</u> 事由が消滅した場合は、支払期月でない月であっても支給する。

(イ) 支給の始期及び終期

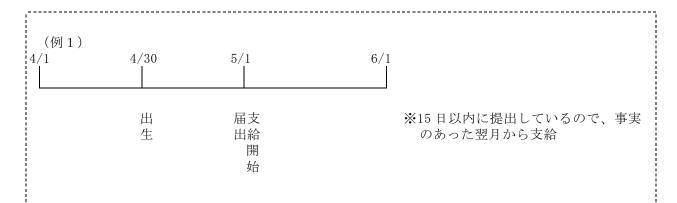
- a. 始期=受給資格者が<u>認定請求をした日の属する月の翌月</u>
- b. 終期=児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月
- c. 特例措置

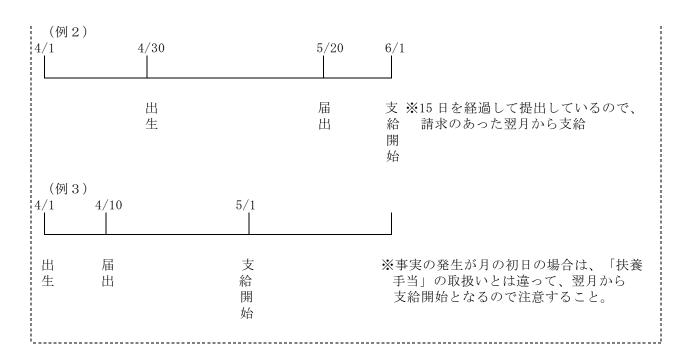
事実の発生(出生の日など)の翌日(事実発生が午前0時の場合は当日)から起算して15日以内に届が提出された場合の支給開始は、a.にかわらず、事実の発生した日の属する月の翌月から支給する。

法第8条第4項

法第8条第2項

法第8条第3項





(ウ) 認定の手続

手 順 | 認定請求書(届)の提出 → 受付・審査 → 決定・入力・通知

①認定請求、増額改定

1)請求

児童の出生等により、新たに受給資格が生じたとき又は養育する児 童の数が増えたときは、認定請求書を提出する必要がある。

2) 児童手当認定等請求書(届) (様式第1号) への添付書類 ※増額改定の場合は、増額の原因となる児童に係る以下の書類 施行規則第1条の4 第2項

事	由		添	付	書	類	
受給資格者と児童いる場合	が同居して	①世帯全員の住民』の住民』でいるのの。』②受給資本年。の前では、増額分をは、増額のの前では、増額のでは、増額ののでは、増額ののでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	以年 (1 に。) 下 (1 月 の 月 の 月 の の の の の 所 者 格 音 格 者 の の の 前 年 の の の の の の の の の の の の の の の) から5月 所得提出の 話手当所 音手の所 で 手の所 で 手の所 で 手の が 手 手 の 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手	分の児童 書 みの場合 訳書 において	董手当に係 計若しくは 計は不要。 ご控除対象	系る請求の場合 平成 24 年 以下同じ。
受給資格者と児童いる場合	が別居して	①受給資格者及び ②監護し、生計を (監護・生計同一 ③受給資格者の前 ④受給資格者の配	司じくして (維持)申 年の所得証	いる事実 日立書(様 E明書	を明らか 式第2号	にできる	
実子でない児童 を養育している 場合	養子	①養子縁組を明ら ②生計維持・監護 (監護・生計同一	しているこ	とを明ら			

1							
	生計維持・監 護している子	生計維持・監護していることを明らかにする書類 (監護・生計同一(維持)申立書(様式第2号))					
児童が留学してい	る場合	①海外留学に関する申立書(様式第3号) ②留学の事実がわかる書類(留学先の在学証明書等) ③留学前の国内居住状況がわかる書類(戸籍の附票の写し等) ④翻訳書(添付書類が外国語で記載されている場合)					
請求者が未成年後	見人の場合	①未成年後見人に係る申立書(様式第4号) ②児童の戸籍抄本					
請求者が父母指定	者の場合	①父母指定者指定届受領書(児童の住所地の市町村が交付) ②児童が全寮制の学校に在籍している等の事情で父母指定者と同居していない場合は、当該児童の状況がわかる書類(学校の寮への入寮証明書等)					
離婚協議中である している場合で、 4項の規定に基づ 居している者が請:	法第4条第 き児童と同	離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等)					

②減額改定、支給事由の消滅

1)届出

<u>児童を養育しなくなった</u>又は児童が日本国内に住所を有しなくなったこと等により、養育する児童の数が減ったとき又は支給対象となる 児童がいなくなったときは、届を提出する必要がある。

2) 児童手当認定等請求書(届) (様式第1号) への添付書類 児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生年月日が 確認できる書類

③現況の届出

1)届出

受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況の届を提出する必要がある。

2) 児童手当認定等請求書(届) (様式第1号) への添付書類 認定請求に係る添付書類と同じ書類

④氏名又は住所の変更

1)届出

受給者又は養育する児童の氏名又は住所を変更したときは、14日以内に届を提出する必要がある。

2) 児童手当認定等請求書(届) (様式第1号) への添付書類 氏名又は住所の変更が確認できる書類 施行規則第2条 施行規則第7条

施行規則第4条

施行規則第5条 施行規則第6条

ただし、新たに児童が留学した場合は、上記①の「児童が留学している場合」と同じ書類

⑤未支払の児童手当の請求

施行規則第9条

1)届出

受給者が死亡したときに、その者に支払うべき児童手当がまだ支払 われていない場合は、その者が監護していた支給対象となる児童から 請求書を提出してもらう必要がある。

2) 未支払児童手当請求書(様式第5号)への添付書類 必要に応じて指定する書類

(5) 法改正に伴う認定等の経過措置

改正法附則第3条

改正法の施行日の前日において平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)に基づく子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。

この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。

(6) その他

(ア) 児童手当認定等請求書(届)の記載上の注意事項

- ① 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいう。以下同様。)するすべての児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を記入すること。
- ② 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、留学のため出国した年月を記入すること。(留学中の一時帰国に伴う出国年月でなく当初の出国年月を記入すること。)
- ③ 「生計関係」の欄は、次によって記入すること。
 - 1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者 である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲む。
 - 2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲む。

(イ)質疑

① 養子に出した子を実父母のもとで養育(同居)している場合

問 養子に出した子を実父母のもとで養育(同居)している場合、法による「監護」、「生計 同一」は、養父母、実父母いずれにあると認定すべきか。

(答)

法第4条に規定する父、母には、実父母も養父母も該当するものであり、養父母が親権を 行使することから通常は養父母が監護をしていると考えられるが、本事例のように、実父母 が監護しているとみられる場合もあり得る。

このような場合について、実父母のみが法第4条第1項に該当するときは実父母のみが、 事情によって養父母も同項に該当するときは、実父母及び養父母のなかで「当該児童の生計 を維持する程度が高い者」が受給資格者となると考えられる。

② 法第8条第3項の事例

問 月末に児童が出生した場合、翌月に認定請求が行われるが、この場合、出生の日の翌日から起算して15日以内に認定請求すれば、出生の翌月から支給されるか。

(答)

支給される。

③ 4月1日付けで公務員となった場合

問 児童手当の受給者が民間会社を3月31日付けで退職し、4月1日付けで公務員となった場合の取り扱いはどうなるか。

(答)

児童手当の受給権は、公務員となることで、認定権者が住所地の市町村長から公務員の勤務 先の長へと変わり4月1日に消滅するので、4月分までは市町村において支給し、公務員の勤 務先では5月分から支給することとなる。

なお、3月31日付けで国家公務員又は地方公務員を辞職し、4月1日付けで国又は地方公 共団体の公務員として採用された場合は、国家公務員又は地方公務員辞職後15日以内に請求 すれば、4月分は採用先の所属長から支給することとなる。

④ 4月1日付けで公益的法人等へ派遣された場合

問 4月1日付けで「公益的法人等への派遣等に関する条例」に基づき、公益的法人へ派遣された場合の取り扱いはどうなるのか。

また、4月1日付けで公益的法人派遣から県に復帰した場合の取り扱いはどうなるのか。

(答)

公益的法人等へ派遣された場合の児童手当の受給権は、認定権者が県知事から住所地の市町村長へ変わり4月1日に消滅するので、4月分までは県において支給し、5月分からは市町村において支給することとなる。

したがって、4月末までに当該職員の住所地の市町村に認定請求を行うことにより、中断することなく手当が受給されることとなる。なお、提出が遅れた場合は、提出した日の属する月の翌月からの支給となるので、留意すること。

公益的法人等から県に復帰した場合は、市町村からの受給権は4月1日に消滅するので、5 月分以降の手当を受給するためには、4月末日までに県知事に認定請求を行う必要がある。

⑤ 5月中に新たに受給資格が生じた場合

問 5月中の児童出生等により新たに認定請求する時に、所得証明書の添付が間に合わない場合はどのように取り扱うのか。

また、この場合も現況届の提出が必要か。

(答)

5月中の事実発生に伴う6月分からの支給に係る新規認定請求を行う場合、市町村によって は認定請求時に所得証明書の交付が始まっていない場合がある。

この場合、まず認定請求書は提出し、後日所得証明書を提出することとなる。(事実発生日から15日を経過した後に請求した場合、請求を受け付けた日の属する月の翌月からの支給となるので注意すること。)

なお、この場合については、現況届の提出は不要となる。

⑥ 現況届により前年の所得が所得制限限度額以上となった場合

問 児童手当(本則額)の受給者が、現況届により前年の所得が所得制限限度額以上となった場合、特例給付(法附則第2条給付)への切り替えはいつから行うのか。

(答)

現況届による児童手当から特例給付(又は特例給付から児童手当)への切り替えは、施行令第 14 条の規定に基づき、6月1日に認定請求があったものとみなし、法第 8 条第 2 項の規定にかかわらず 6 月分から特例給付(又は児童手当)の支給を始める。